

様式 1-2-4-1 中期目標管理法 中期目標期間評価 項目別評価調書（国民に対して提供するサービスその他業務の質の向上に関する事項）様式

1. 当事務及び事業に関する基本情報			
1-9	調査研究		
関連する政策・施策	公文書管理制度の適正かつ円滑な運用	当該事業実施に係る根拠（個別法条文など）	国立公文書館法第 11 条第 1 項第 5 号
当該項目の重要度、難易度	—	関連する政策評価・行政事業レビュー	—

2. 主要な経年データ													
①主要なアウトプット（アウトカム）情報								②主要なインプット情報（財務情報及び人員に関する情報）					
指標等	達成目標	基準値 (前中期目標期間最終年度値等)	22年度	23年度	24年度	25年度	26年度		22年度	23年度	24年度	25年度	26年度

注) 予算額、決算額は支出額を記載。人件費については共通経費分を除き各業務に配賦した後の金額を記載

3. 中期目標期間の業務に係る目標、計画、業務実績、中期目標期間評価に係る自己評価及び主務大臣による評価						
中期目標	中期計画	主な評価指標等	法人の業務実績・自己評価		主務大臣による評価	
			業務実績	自己評価	(期間実績評価)	
i) 電子公文書の長期保存等に係る技術について、継続的に調査研究を行い、平成 23 年度から開始する電子公文書の受入れ、保存等への活用を図ること。	i) 電子公文書の長期保存等に関し、国際動向や技術動向を踏まえて継続的に調査研究を行い、その成果について、平成 23 年度から開始する電子公文書の受入れ、保存等に随時活用を図る。	<p><主な定量的指標></p> <ul style="list-style-type: none"> ・なし <p><その他の指標></p> <ul style="list-style-type: none"> ・調査研究の実施及び公表状況 <p><評価の視点></p> <p>調査研究を適切に実施するとともに、その成果について適切な活用等が図られているか。</p>	<p><主要な業務実績></p> <ul style="list-style-type: none"> ・電子記録管理に係る諸外国の先駆的な取組について調査を実施した。具体的には、平成 22 年度イギリス、23 年度ニュージーランド、24 年度 EU である。これらの調査結果は、次期システムの要件定義書作成に活用した。(第 5 章 P28~29 に記述) ・平成 22 年度から 23 年までは修復技術、大量脱酸処理、平成 24 年度はデジタル化に際し資料形態別の留意事項把握、25 年度は劣化資料等の状態把握、26 年度は脱酸性化処理・リハウジング等の調査を実施し、館ホームページにて公表した。今後は、調査結果に基づき、脱酸処理やリハウジングについて、平成 27 年度に策定する予定の「保存対 	<p><評価と根拠></p> <p>評価：B</p> <p>平成 25 年度の評価における「公文書管理法施行後の新しい環境の中においても、それ（調査研究）を維持・発展させるよう期待する。」との指摘を踏まえ、電子記録の長期保存に関する調査結果を電子公文書等システムの要件定義書等に反映させた。具体的には、電子記録管理システムのモデル要件の最新版として策定された Moreq2010 におけるデータの出力機能や長期保存用光ディスクの活用等である。</p> <p>特定歴史公文書等の保存及び修復に関する調査研究では、調査結果として、重度の破損資料が多く確認されたため、平成 26 年度計画の重修復の目標値（270 冊→400 冊）を引き上げたが、所期の目標を達成している。</p>	<p>評価</p> <p>B</p> <p><評価に至った理由></p> <p>目標・計画に掲げた調査研究の適切な実施及びその成果の適切な活用等が行われていることから、中期目標における所期の目標を達成しているとして B と評価するもの。</p> <p><今後の課題></p> <p>引き続き、歴史公文書等の保存及び利用に関する調査研究を適切に実施し、成果の適切な活用等を図る。</p> <p><その他事項></p> <p>特になし。</p>	
ii) 歴史公文書等の保存及び修復に関する調査研究を実施すること。	ii) 歴史公文書等の保存及び修復に関して、保存環境の在り方、資料の状態、利用頻度等に応じた修復技術等について調査研究を行う。					

				策方針」にも規定し、中期的な観点から取り組むこととしている。 (第5章P29に記述)	館の保存する特定歴史公文書等の内容等についての調査研究については、『御書物方日記』『絵入り本』等の調査研究を行い、その翻字や解題を作成することで、レファレンス能力の向上につなげている。	
iii) 館が保存する歴史公文書等の内容等について調査研究を行い、館のレファレンス能力の向上につなげるとともに、成果を公表することにより、国民の利用に資すること。	iii) 館の保存する歴史公文書等の内容等について、計画的な調査研究を行い、館のレファレンス能力の向上につなげるとともに、その成果を積極的に公表し、利用者の利便性向上に資する。			<ul style="list-style-type: none"> ・経済産業省、文部科学省、農林水産省、国土交通省、内閣法制局、総務省、人事院等の各機関の文書管理規則や組織機能の変遷、移管文書の出所等の分析を実施した。 ・「アーカイブズ所蔵機関の記述に関する国際標準」に基づき、国立公文書館等を事例とした記述実験を実施した。 ・内閣文庫資料について、徳川将軍家の蔵書を管理する書物方の業務日誌である『御書物方日記』、挿絵や図版の入っている古書である「絵入り本」等の翻字や解題を作成した。 ・上記調査研究成果を研究紀要『北の丸』第43号から第47号までに掲載し、関係機関等に配布した。(第5章P29に記述) 	<p>これらを踏まえれば、中期計画における所期の目標を達成していると認められることから、Bと評価する。</p> <p><課題と対応> 引き続き、歴史公文書等の保存及び利用に関する調査研究に努める。</p>	

4. その他参考情報
特になし

様式 1-2-4-1 中期目標管理法 中期目標期間評価 項目別評定調書（国民に対して提供するサービスその他業務の質の向上に関する事項）様式

1. 当事務及び事業に関する基本情報			
1-10	研修の実施その他人材の養成		
関連する政策・施策	公文書管理制度の適正かつ円滑な運用	当該事業実施に係る根拠（個別法条文など）	公文書管理法第 32 条（研修）
当該項目の重要度、難易度	—	関連する政策評価・行政事業レビュー	—

2. 主要な経年データ													
①主要なアウトプット（アウトカム）情報								②主要なインプット情報（財務情報及び人員に関する情報）					
指標等	達成目標	基準値（前中期目標期間最終年度値等）	22年度	23年度	24年度	25年度	26年度		22年度	23年度	24年度	25年度	26年度
研修受講者数合計（計画値）	各年度目標値を設定	—	—	200人	350人	—	850人						
（実績値）	—	—	—	628人	1,094人	1,134人	1,146人						
うちアーカイブズ研修	—	—	—	182人	177人	196人	114人						
うち公文書管理研修	—	—	—	446人	917人	938人	1,032人						
（達成度）	—	—	—	314%	312%	—	135%						

注）予算額、決算額は支出額を記載。人件費については共通経費分を除き各業務に配賦した後の金額を記載

3. 中期目標期間の業務に係る目標、計画、業務実績、中期目標期間評価に係る自己評価及び主務大臣による評価					
中期目標	中期計画	主な評価指標等	法人の業務実績・自己評価		主務大臣による評価
			業務実績	自己評価	（期間実績評価）
i) 国、地方公共団体等における文書の保存利用機関の職員に対する体系的な研修を実施すること。	i) 国、地方公共団体等の文書の保存利用機関の職員に対する体系的な研修を実施する。また、研修内容について平成 22 年度中に検討を行い、平成 23 年度からその検討結果を反映する。	<p><主な定量的指標></p> <ul style="list-style-type: none"> 研修受講者数 講師派遣件数 <p><その他の指標></p> <ul style="list-style-type: none"> 専門職員（アーキビスト）養成の強化方策の検討 <p><評価の視点></p> <p>研修計画を適切に見直しつつ、研修効果の高い研修を実施し、目標達成等できているか。</p>	<p><主要な業務実績></p> <ul style="list-style-type: none"> 平成 22 年度に従来の研修について見直しを行い、平成 23 年度から「公文書管理研修」「アーカイブズ研修」の新たな研修体系・計画による研修を開始した。 研修の年間延べ受講者数は、平成 23 年度 628 名、平成 24 年度 1,094 名、平成 25 年度 1,134 名、平成 26 年度 1,146 名となり、平成 26 年度においては、目標とする 850 名を大幅に上回り、達成度は 135% となった。（第 5 章 P30～31 に記述） 平成 22 年度に従来の研修について見直しを行い、平成 23 年度からの新たな研修体系・計画による研修を開始した。具 	<p><評定と根拠></p> <p>評定：A</p> <p>平成 22 年度に従来の研修について見直しを行い、平成 23 年度から「公文書管理研修」「アーカイブズ研修」の新たな研修体系・計画による研修を開始した。</p> <p>平成 26 年度においては、研修受講者の目標値である 850 人に対して、1,146 人の国の機関、地方公共団体等の文書の保存・利用機関の職員もしくは行政機関及び独立行政法人等の職員が受講しており、達成度 135% となった。併せて、各研修会において実施したアンケートによると、全ての研修において、満足度が「満足」「ほぼ満足」とした受講者が 9 割を超えている。</p> <p>また、人材の養成については、</p>	<p>評定 BA</p> <p><評定に至った理由></p> <p>平成 23 年度から新たな研修体系・計画により研修を実施している。毎年度の目標値及び実績値を踏まえて絶えず研修計画の見直しを行う とともにことにより、目標値を大幅に上回る受講者数や全体受講者数が増加しているとともに、の 9 割超という高い満足度を得ている。点について評価できる。</p> <p>また、専門職員（アーキビスト）養成の強化方策の検討について、「国立公文書館専門職員（アーキビスト）養成等に関する検討取りまとめ」を作成し、専門職員養成等に取り組んでいる 点も評価できる。</p> <p>以上を踏まえ、中期目標における所期の目標を 達成し上回る成果が得られていると認められることから、BAと評価したものの。</p> <p><今後の課題></p> <p>引き続き、研修計画を絶えず精査するとともに、専門職員（アーキビスト）養成の強化方策について検討し、その成果を研修カリキュラムに反映させる。</p> <p><その他事項></p> <p>特になし。</p>
ii) 公文書管理法施行後、行政機関及び独立行政法人等の職員に対し、公文書管理の重要性に関する意識啓	ii) 公文書管理法施行後、行政機関及び独立行政法人等の職員に対し、公文書管理の重要性に関する意識啓				

	<p>発や、歴史公文書等の適切な保存及び移管を確保するために必要な知識及び技能を習得させ、及び向上させるために必要な研修を実施すること。</p>	<p>発や、歴史公文書等の適切な保存及び移管を確保するために必要な知識及び技能を習得させ、及び向上させるための体系的かつ計画的な研修を実施する。このため、平成 22 年度中に具体的な研修内容等について検討する。</p>		<p>体的には、現用文書管理を中心とした「公文書管理研修」、非現用文書管理を中心とした「アーカイブ研修」の2つに分けて実施することとした。 (第5章P30～31に記述)</p>	<p>「国立公文書館専門職員（アーキビスト）養成等に関する検討取りまとめ」を作成した。具体的には、専門職員として必要な水準での専門的知識等の習得期と、知識等の進化期の2種類にキャリアを大別していること、外部研修での講師派遣、各府省等での行政実務経験、複数課室での勤務経験といった多様な職務経験を必要とすること等がまとめられ、質的な研修及び人材の養成の高度化に向けた取組がなされている。</p>	
	<p>iii) 専門職員（アーキビスト）養成の強化方策を検討し、その結果を業務に反映させること。また、関係機関と連携した専門職員養成に取り組むこと。</p>	<p>iii) 専門職員（アーキビスト）養成の強化方策を検討し、その結果を適切に業務に反映させる。また、関係機関と連携した専門職員養成等に取り組む。</p>		<ul style="list-style-type: none"> 平成 23 年度から新たな研修体系・計画による研修を実施した。 「公文書管理制度を支える人材養成等のためのプロジェクトチーム」を開催し、年度ごとに研修プログラムの内容の見直しを実施。平成 26 年度に「国立公文書館専門職員（アーキビスト）養成等に関する検討取りまとめ」を作成した。 (第5章P30～31に記述) 	<p>さらに、平成 25 年度の評価における「研修計画の全体を絶えず精査する」との指摘を踏まえ、研修計画の見直しを実施した。具体的には、平成 26 年度に「公文書管理研修 I」の実施回数を1回増やしたが、依然として受講者派遣を希望する機関が多いことから、平成 27 年度研修計画においては、実施回数を4回から5回に増やすこととした。さらに、平成 27 年度事業計画においては、「公文書管理研修及びアーカイブズ研修の年間延べ受講者は 1,000 名程度を目標とする」こととした。</p>	
		<p>iv) 国、地方公共団体その他外部の機関において行われる研修に対し、講師派遣等の支援を行う。</p>		<ul style="list-style-type: none"> 国、地方公共団体その他関係機関が開催する講演会等に対して、館役職員を講師として、平成 22 年度 72 件、23 年度 61 件、24 年度 52 件、25 年度 36 件、26 年度 32 件、館役職員を講師として派遣した。 (第5章P25に記述) 	<p>これらを踏まえれば中期計画における所期の目標を上回る成果が質量の両面で得られていると認められることからAと評価する。</p> <p><課題と対応> 引き続き、国、地方公共団体等における文書の保存利用機関及び行政機関及び独立行政法人等の職員への研修に努める。</p>	

<p>4. その他参考情報</p>
<p>特になし</p>

様式 1-2-4-1 中期目標管理法 中期目標期間評価 項目別評価調書（国民に対して提供するサービスその他業務の質の向上に関する事項）様式

1. 当事務及び事業に関する基本情報			
1-11	アジア歴史資料センター		
関連する政策・施策	公文書管理制度の適正かつ円滑な運用	当該事業実施に係る根拠（個別法条文など）	「アジア歴史資料整備事業の推進について」（平成 11 年 11 月 30 日閣議決定）
当該項目の重要度、難易度	—	関連する政策評価・行政事業レビュー	行政事業レビューシート番号 0116

2. 主要な経年データ							
①主要なアウトプット（アウトカム）情報				②主要なインプット情報（財務情報及び人員に関する情報）			
指標等	達成目標	基準値 (前中期目標期間 最終年度値等)	22年度	23年度	24年度	25年度	26年度
公開画像数							
(目標値)	—	—	2,246万	2,439万	2,600万	2,800万	2,900万
(実績値)	—	—	2,246万	2,440万	2,600万	2,810万	2,913万
公開データ遡及点検	—	—	—	—	1,137	1,451	1,002
デモンストレーション等実施件数							
(国内)	—	—	10	9	43	23	17
(海外)	—	—	7	7	3	6	5
アジ歴ニューズレター							
(配信回数)	—	—	—	4	3	4	3
(登録者数)	—	—	—	526	661	1,023	1,445

注) 予算額、決算額は支出額を記載。人件費については共通経費分を除き各業務に配賦した後の金額を記載

3. 中期目標期間の業務に係る目標、計画、業務実績、中期目標期間評価に係る自己評価及び主務大臣による評価					
中期目標	中期計画	主な評価指標等	法人の業務実績・自己評価		主務大臣による評価
			業務実績	自己評価	(期間実績評価)
i) アジア歴史資料センターの業務については、「アジア歴史資料整備事業の推進について」（平成 11 年 11 月 30 日閣議決定）に基づき、引き続き、我が国とアジア近隣諸国等との間の歴史に関し我が国が保管する資料につき、国民一般及び関係諸国民の利用を容易にするとともに、これら諸国との相互理解の促進に資するものとしていくこと。	①アジア歴史資料データベースの構築 i) 前期計画に引き続きデータベース構築業務の効率化を図り、受入れ資料の1年以内の公開を実施する。 ii) 国内外の利用者のニーズをよりよく反映した情報提供システムの改善を図る。	<主な定量的指標> ・公開目標画像数の達成状況 ・既公開データの遡及点検状況 ・デモンストレーション、ブース出展等の実施状況 ・ニューズレターの配信状況 <その他の指標> ・インターネット特別展の製作	<主要な業務実績> 国立公文書館、外務省外交史料館及び防衛省防衛研究所(以下「三機関」という。)から提供を受けた資料は、毎年度において、受入れから1年以内の公開を達成した。平成 26 年度までに延べ約 2,913 万画像を公開した。 (第 6 章 P32~33 に記述) ・公開データの遡及点検を、平成 24 年度 1,137 件、25 年度 1,451 件、26 年度 1,002 件実施した。	<評定と根拠> 評定：A 公開画像数について、三機関から提供を受けた資料は、毎年度において、受入れから1年以内の公開を達成した。平成 26 年度までに延べ約 2,913 万画像を公開している。 平成 25 年度の評価における「情報提供の新たな方式を検討していくことを期待する」との指摘を踏まえ、情報提供範囲拡大の一環として、琉球大学附属図書館所蔵・公開資料「宮良殿内文庫」等、合計 968 件の情報提供を開始した。	評定 BA <評定に至った理由> 公開画像数について、毎年度目標値を達成するとともに、情報提供範囲の拡大の一環としての琉球大学附属図書館所蔵・公開資料の情報提供の開始やニューズレターの発行、海外の機関との連携という初めての試みである大英図書館との共同作成であるインターネット特別展の実施は、 <u>一</u> している。また、 <u>メールマガジン形式のニューズレターについて、平成 24 年度の評価における「魅力の向上等により、研究者ではない一般利用者にも使いやすくする余地は多い。」との指摘を踏まえ、広報効果を高めるとともに、内容の充実に努め、登録者数を伸ばしている。これらの取組は、</u> 国民一般及び関係諸国民の利用を容易にし、相互理解の促進に資するとともに、利用者の拡充が図られている。 <u>さらにまた、</u> 学校教育等をはじめ、国内の大学や研究機関との関係強化や関係諸国との相互理解の促進に資するため、関係機関が主催する会

<p>ii) i) の考え方にに基づき、引き続きデータベース構築作業等の業務の効率化に努めつつ、国内外の利用者のニーズをよりよく反映した情報の提供、広報活動・調査等を行い利用者の拡充を図ること。</p>	<p>②アジア歴史資料センターの利活用の推進</p> <p>i) 多言語対応や検索手段の充実等をはじめ、アジア歴史資料センターのホームページの改善を図る。</p>	<p>・データベース構築の在り方</p> <p><評価の視点></p> <p>データベースの構築作業が適切に行われているか。国民一般及び関係諸国民の利用を容易にし、相互理解の促進に資するとともに、利用者の拡充が適切に図られているか。</p>	<p>・次期システム更新に向けた画像データ等の確認・修正作業の一部を前倒して実施した。</p> <p>・「辞書」機能及び「表記ゆれ検索」機能の充実、図・写真を含む資料や外国語資料を絞り込んで検索できる機能の実装など、検索精度の向上を図った。</p> <p>(第6章P33に記述)</p>	<p>また、平成23年度に創刊したニューズレターはこれまで14号発行し、登録者数も順調に伸びている。</p> <p>インターネット特別展については、初めての取組として、大英図書館との共同作成するとともに、同館からの広報により、欧米諸国での認知度向上、利用者層の拡大が図られた。</p> <p>さらに、平成25年度の評価における「国内外の中等教育への貢献及び高等教育・研究機関との連携等の一層の推進を期待する。」との指摘を踏まえ、関係機関の協力を得て、デモンストレーション等を国内外において多数実施している。</p> <p>加えて、目録データ等の誤りの修正を行ったほか、画像データ等の確認・修正を前倒して実施するとともに、データベースに登録する用語の抽出等、閣議決定によりアジア歴に与えられた任務(国の機関が保管するアジア歴史資料について国民一般及び関係諸国民の利用を容易にする)を着実に遂行している。</p> <p>このほか、データベース構築のあり方について、アジア歴諮問委員会の助言も得つつ、三機関との間で協議を行った。その結果、アジア歴史資料データベース構築の重要性は今後も変わらないことを再確認するとともに、現行のデータベース構築計画完了後も各機関が資料提供を継続することが合意された。</p> <p>これらを踏まえれば、年度計画における所期の目標を上回る成果が得られていると認められることから、Aと評価する。</p>	<p>議、展示会等の機会を活用したデモンストレーション等を国内外において実施している。</p> <p>このように、<u>利用者の拡充や関係機関との連携を進めるとともに、国内外の研究者等との意見交換等を通じ、ニーズの把握に努め関係機関との協議を進め、提供範囲の拡大を図るなどつつ、国内外のニーズを反映して情報の提供等を積極的に推進することで、アジア歴史資料センターは、歴史研究者にとって不可欠な機関として世界的に高い評価を得ている。</u></p> <p>以上を踏まえ<u>つつも</u>、所期の目標を上回る成果が得られていると<u>までは言えないことから、認められることから、A・B</u>と評価したもの。</p>
	<p>iii) 前期計画に引き続き、計画的かつ効果的な広報活動を実施する。</p>	<p>平成23年度からメールマガジン形式によるニューズレターを創刊し、これまでに14号を発刊した。第12号(平成25年12月)から、内容・デザインを刷新した。登録者数は、23年度526名、24年度661名、25年度1,023名、26年度1,445名と順調に伸びている。</p>	<p>インターネット特別展日本語版を3つ、英語版を2つを作成した。</p> <p>このうち、「描かれた日清戦争～錦絵・年画と公文書～」は、大英図書館と共同で作成したもので、海外の機関との連携という初めての取組であり、欧米諸国への広報も実施した。</p> <p>(第6章P33に記述)</p>	<p>加えて、目録データ等の誤りの修正を行ったほか、画像データ等の確認・修正を前倒して実施するとともに、データベースに登録する用語の抽出等、閣議決定によりアジア歴に与えられた任務(国の機関が保管するアジア歴史資料について国民一般及び関係諸国民の利用を容易にする)を着実に遂行している。</p>	<p><今後の課題></p> <p>引き続き、国内外の多様な利用者のニーズをよりよく反映した情報の提供、広報活動・調査等を行い、利用者層の拡大等を図る。</p>
	<p>iv) 利用者の拡充を図るため、インターネット上の特別展を実施する。</p>	<p>インターネット特別展日本語版を3つ、英語版を2つを作成した。</p> <p>このうち、「描かれた日清戦争～錦絵・年画と公文書～」は、大英図書館と共同で作成したもので、海外の機関との連携という初めての取組であり、欧米諸国への広報も実施した。</p> <p>(第6章P33に記述)</p>	<p>インターネット特別展日本語版を3つ、英語版を2つを作成した。</p> <p>このうち、「描かれた日清戦争～錦絵・年画と公文書～」は、大英図書館と共同で作成したもので、海外の機関との連携という初めての取組であり、欧米諸国への広報も実施した。</p> <p>(第6章P33に記述)</p>	<p>このほか、データベース構築のあり方について、アジア歴諮問委員会の助言も得つつ、三機関との間で協議を行った。その結果、アジア歴史資料データベース構築の重要性は今後も変わらないことを再確認するとともに、現行のデータベース構築計画完了後も各機関が資料提供を継続することが合意された。</p>	<p><その他事項></p> <p>特になし。</p>
	<p>v) 学校教育等をはじめ、国内の大学や研究機関との関係強化を図るため、セミナー、デモンストレーション等を効果的に行う。</p>	<p>文書館、図書館、博物館、学校、研究機関、学協会等が主催する会議、展示会等の機会を活用して、国内におけるデモンストレーション等を平成22年度10件、23年度9件、24年度43件、25年度23件、26年度17件実施した。(第6章P34に記述)</p>	<p>文書館、図書館、博物館、学校、研究機関、学協会等が主催する会議、展示会等の機会を活用して、国内におけるデモンストレーション等を平成22年度10件、23年度9件、24年度43件、25年度23件、26年度17件実施した。(第6章P34に記述)</p>	<p>これらを踏まえれば、年度計画における所期の目標を上回る成果が得られていると認められることから、Aと評価する。</p>	
	<p>vi) 関係諸国民の利用を容易にし、併せてアジア近隣諸国等との相互理解の促</p>	<p>国際公文書館会議や海外の日本研究者の会合等に参加し、海外におけるデモンストレーシ</p>	<p>国際公文書館会議や海外の日本研究者の会合等に参加し、海外におけるデモンストレーシ</p>	<p><課題と対応></p> <p>引き続き、データベースの拡充及び国内外の利用者のニーズをよりよ</p>	

	進に資するため、国外の大学・研究機関との交流を行う。		ョン等を平成 22 年度 7 件、23 年度 7 件、24 年度 3 件、25 年度 6 件、26 年度 5 件実施した。 (第 6 章 P 34 に記述)	く反映した情報の提供、広報活動・調査等を行い利用者の拡充を図る。	
iii) アジア歴史資料センター提供資料の充実を図るため、資料の提供を受けている館、外務省外交史料館及び防衛省防衛研究所図書館のほか、その他の機関が所蔵するアジア歴史資料についても、その内容、所在の把握に努めること。	ii) アジア歴史資料センター提供資料の充実を図るため、国内の機関が保管するアジア歴史資料について、その内容、所在の把握に引き続き努める。		平成 20 年度までに実施した「国内資料所蔵調査」の拡充を実施した。 また、情報提供資料の拡大を図るための取組として、新しくリンクによる情報提供方式を導入することとし、平成 25 年から琉球大学附属図書館所蔵・公開資料「宮良殿内文庫」等、合計 968 件の情報提供を開始した。(第 6 章 P 33 に記述)		
iv) 現行のデータベース構築計画期間以降のデータベース構築の在り方について、平成 23 年度までに検討し、結論を得ること。	③データベース構築の在り方についての検討 平成 23 年度までに、これまでのデータベース構築の実績や今後に向けた課題を洗い出した上で、平成 24 年度以降のデータベース構築の在り方について検討し、結論を得る。		アジア歴史資料センター諮問委員会の提言を踏まえ、三機関と協議を行い、①アジア歴史資料データベース構築の重要性は今後も変わらないこと、②三機関は、今後も継続的にアジア歴史資料センターの事業遂行のために必要な協力を行うこと、③平成 24 年度以降のデータ提供数及び提供時期等については、各機関の予算確保等の状況を踏まえつつ、年度ごとに定めることとされた。 (第 6 章 P 33 に記述)		

4. その他参考情報

特になし